



# 10月31日(日)は衆議院議員総選挙

**投票** 午前7時～午後8時 **開票** 午後9時～

文化センター・小ホール

みんなそろって投票しましょう



令和3年10月14日の衆議院解散に伴い「衆議院議員総選挙」が10月19日(火)に公示され、10月31日(日)に投票が行われます。今回の選挙は、小選挙区選挙、比例代表選挙と併せて最高裁判所の裁判官としての適否を問う国民審査も同時に行われます。  
当日は午前7時～午後8時で、市内24カ所に投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。みんなそろって大切な一票を投じましょう。

### 八幡市で投票ができる人

衆議院議員総選挙に本市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

- 1 日本国民
- 2 令和3年7月18日以前に八幡市に住民登録を行い、投票時に引き続き住民登録のある人
- ※現在住民でなくても住民登録期間が3カ月以上であれば投票できる場合があります。
- 3 平成15年11月1日以前に生まれた人

### 市内転居は投票所に注意

市内で住所変更された場合は、届出日によって投票所が変わります。

▼今年10月8日までに届出した場合

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

▼今年10月9日以降に届出した場合

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地の投票所で投票していただくことになります。

この場合、**投票所入場券**が届かないことがありますので、選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所へ入場券の交付を受けてください。

## 新型コロナウイルス感染症への対応

市選挙管理委員会では、各投票所において新型コロナウイルス感染防止対策に次のとおり取り組みます。投票所にお越しの際はご理解とご協力をお願いいたします。

- 選挙管理委員会が行う対策**
- ▶投票所の出入り口に手指消毒液を設置します。
  - ▶投票所は常時換気を行います。
  - ▶投票所職員はマスクを着用し、定期的な手指消毒を行います。
  - ▶鉛筆は一人一回使用の都度消毒します。
  - ▶記載台等共用部を定期的に消毒します。
  - ▶受付係や投票用紙交付係等では、飛沫感染防止シートの設置または職員がフェイスシールドを着用します。

### 皆さんにお願いすること

- ▶マスクの着用、咳エチケットにご協力ください。
- ▶周りの人と一定の距離を保つようお願いいたします。
- ▶鉛筆は準備しておりますが、ご持参の鉛筆やシャープペンシルでも投票用紙に記入ができます。※ボールペンはインクがにじむ場合があります。
- ▶投票所が混雑しやすい時間を避け、分散投票にご協力をお願いします。投票日当日は、午前9時～正午が混雑しやすくなります。期日前投票では、投票日が近づくにつれ混雑しやすくなり、投票日前日は特に混雑します。

### 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人の投票

特例措置により郵便投票が可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 7月19日以降に転入された人は前住所地で投票

令和3年7月19日以降に八幡市へ転入届を出された人は、八幡市では投票できませんが、前住所地で投票できます。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶこととなります。

前住所地在外の場合、不在者投票の手続きをして

投票することができ、前住所地の選挙人名簿に記載されている必要があります。前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、短期間(約半年)に2回以上、住所変更(市内転居除く)をされていると今回の選挙では投票できない場合があります。該当される人は、なるべく早く前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階) ☎983-5635